

建設特定技能の制度改正に係る業務区分の読み替え表

令和4年8月30日時点で特定技能1号の在留資格を有しており(建設特定技能受入計画を申請中の者を含む)、下表の左欄に掲げる業務区分の1号特定技能外国人は、それぞれ同表の右欄に掲げる業務区分に対応する1号特定技能外国人とみなす。また、右欄に複数の区分が記載されている場合は複数区分を取得しているものとみなす。

旧業務区分	新業務区分
型枠施工区分	土木区分 及び 建築区分
左官区分	建築区分
コンクリート圧送区分	土木区分 及び 建築区分
トンネル推進工区分	土木区分
建設機械施工区分	土木区分
土工区分	土木区分 及び 建築区分
屋根ふき区分	建築区分
電気通信区分	ライフライン・設備区分
鉄筋施工区分	土木区分 及び 建築区分
鉄筋継手区分	建築区分
内装仕上げ区分	建築区分
表装区分	建築区分
とび区分	土木区分 及び 建築区分
建築大工区分	建築区分
配管区分	ライフライン・設備区分
建築板金区分	建築区分 及び ライフライン・設備区分
保温保冷区分	ライフライン・設備区分
吹付ウレタン断熱区分	建築区分
海洋土木工区分	土木区分